

**令和5年度栃木県吹奏楽連盟
資料（要項・規定集・申込用紙）**

コンクール・コンテスト出場に係わる傷害補償等についてのお願い

各出場団体は当日における不測の事態に備えて、予め団体ごとに傷害（補償）保険への加入をお奨めいたします。

災害発生における連盟行事の運営について

災害発生時、また予め重大な災害が予想される場合の大会参加については、当該団体の学校長、所属長の判断によるものとします。したがって当該事項が発生した場合、参加団体の責任者は速やかに所属長の指示に従って当該行事への参加の可否を決定し、主催者に報告するものとします。

※中止にかかわるコンクール・コンテスト等の参加経費の処理については別に定めます。

また、大会当日における緊急災害（地震・火災等）の場合、審査員席にいる吹連役員（副理事長）が演奏・演技の続行についての可否を判断致します。やむを得ず演奏・演技を中断した場合は、参加部門の最後に再演して頂きますので、ご了承下さい。なお、緊急災害時の避難誘導については、あわてず係員の指示に従うよう児童生徒並びに周知徹底をお願い致します。

東日本大震災の影響を踏まえ、当連盟といたしましても十分な危機管理体制で実施できるよう全力で努めてまいります。各団体におけるご理解ご協力をよろしく願いいたします。

令和5年度主催事業申込一覧

期 日	事 業	会 場	申込締切日時
令和5年7月26日(水) 令和5年7月27日(木) 令和5年7月28日(金) 令和5年8月4日(金) 令和5年8月5日(土) 令和5年8月6日(日)	第65回栃木県吹奏楽コンクール 中学生B (1組) 中学生B (2組) 高校生B 中学生B代表選考会 高校生A 中学校A 小学生 中学生C・D 高校生C・D 大学、職場・一般	宇都宮市文化会館	書面及び Web による申込 令和5年6月29日(木)17:00必着 申込書(書面) 郵送 6月26日(月)消印有効 書類が届いた時点で 申込完了とする。
令和5年8月23日(水)	第36回栃木県マーチングコンテスト 第22回栃木県小学生バンドフェスティバル	栃木県立県南体育館	令和5年8月10日(木)17:00必着 郵送……8月7日(月)消印有効
令和5年12月23日(土) 24日(日)	第55回栃木県アンサンブルコンテスト 小学生、高等学校 中学校 大学、職場・一般	芳賀町民会館	書面及び Web による申込 令和5年11月30日(木)17:00必着 郵送……11月27日(月)消印有効 小学生、大学、職場・一般 書面及び Web による申込 令和5年12月15日(金)17:00必着 郵送……12月11日(月)消印有効 中学校、高等学校 書類が届いた時点で 申込完了とする。
吹奏楽連盟賞 令和6年1月9日(火)受付開始			2月8日(木)受付終了
郵送……2月5日(月)消印有効			

栃木県吹奏楽連盟主催の上記事業に関する郵便振込先

加入者名 栃木県吹奏楽連盟会計

口座番号 00310-9-36841

※地区主催事業については、別口座になりますのでご注意ください。

栃木県吹奏楽連盟事務局

〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2F

TEL・FAX 028-632-7978

ホームページ <http://www.tochisuiaren.com>

メールアドレス tochisuiaren-office@topaz.ocn.ne.jp

事務局長 西垣 徹 (栃木県立宇都宮中央女子・宇都宮中央高等学校)

令和5年度（2023年度）

第71回全日本吹奏楽コンクール予選
第23回東日本学校吹奏楽大会予選
第29回東関東吹奏楽コンクール予選

第65回栃木県吹奏楽コンクール参加要項

1 コンクール日程（新型コロナの状況により変更する場合があります。）

月	日	曜	実施予定部門
7	26	水	中学生B 1組
	27	木	中学生B 2組
	28	金	高校生B
8	4	金	中学生B代表選考会 高校生A
	5	土	中学生A
	6	日	小学生 中学生C・D 高校生C・D 大学 職場・一般

*実施部門変更の場合は栃木県吹奏楽連盟ホームページにてお知らせいたします。

2 会 場 宇都宮市文化会館
〒320-8570 栃木県宇都宮市明保野町7-66
T E L 028-636-2121
メールアドレス mail@bunkakaikan.com

3 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社

4 共 催 公益財団法人 うつのみや文化創造財団

5 後 援 栃木県教育委員会・宇都宮市教育委員会
(申請予定) 栃木県中学校文化連盟・栃木県高等学校文化連盟

6 参加規約

- (1) 別紙「栃木県吹奏楽コンクール実施規定」による。規定に反する行為や違反が発覚した場合は、当該団体を失格または理事会で決定したペナルティーを与えることがある。
- (2) 出演者数の変更は、代表者打合せ会当日の受付時まで認める。
増員する場合は受付時に増員分の経費を納入する。
減員する場合、既納金は返金しない。
- (3) コンクール当日も含め、(2)以外での出演者数の増員は認めない。
反した場合は失格とする。
- (4) コンクール当日の審査について、出演団体関係者による審査員への直接の問い合わせや抗議などは認めない。もしその事実が判明した場合には、当該団体の賞を取り消す場合がある。
- (5) 当該年の連盟会費をその年の定期総会までに納めていない団体は、コンクールへの参加を認めない。
- (6) 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。演奏曲目の著作権の詳細については、出版社あるいは作曲家・編曲者等に確認をとり、許諾書のコピーを参加申込書に添付すること。

- (7) ピアノ (YAMAHAフルコン 442Hz調律) のみ楽器の貸出を行う。
 ピアノを使用する場合、その使用料・調律料として定められた料金を、当日受付時に納入する。
 使用を希望する団体は参加申込書の所定の欄に明記し申し込む。また、その後の変更は代表者打合せ会の受付時まで申し出ること。(代表者会受付時以降の、変更及びキャンセルは受け付けない。) ピアノの配置は、ステージ上手 (中央より上手側固定) とする。
- (8) 代表者打合せ会には代表者が必ず出席すること。やむを得ず欠席する場合は必ず代理人 (原則として代表者と同一団体の者) が出席すること。(児童、生徒の代理人は認めない) 代表者打合せ会に出席しない団体は棄権とみなす。

7 課題曲

I	行進曲「煌きの朝」 (第32回朝日作曲賞受賞作品)	牧野 圭吾	約3分
II	ポロネーズとアリア～吹奏楽のために～	宮下 秀樹	約4分
III	レトロ	天野 正道	約3分半
IV	マーチ「ペガサスの夢」	水口 透	約3分

※課題曲入手方法

全日本吹奏楽連盟から送付される「会報 すいそうがく」に内包されている申込書を用い、直接「全日本吹奏楽連盟」に申し込む。送付されていない団体は県吹連事務局へ問い合わせること。

全日本吹奏楽連盟 〒102-0075 東京都千代田区三番町24 林三番町ビル5階
 TEL 03 (3234) 6028 FAX 03 (3234) 1005

8 審査及び表彰

- (1) 審査は中学生A、高校生A、大学、職場・一般の各部門においては課題曲と自由曲を、小学生・D、中学生B・C・D、高校生B・C・Dの各部門においては自由曲を、それぞれ「技術」と「表現」の2項目について10段階で評価する。
- (2) 審査員の評価のうち上下カットを行った審査項目ごとの合計点に基づき、各部門ごとに金:銀:銅=3:4:3の比率を目安にしてグループ分けを行い、審査員の下承を得て賞を決定すると共に、代表を決定する。
 ただし、同点により代表決定が困難な場合には以下の方法により代表団体を決定する。
- ① 対象団体に対する各審査員 (7名) の評価を比較し、上位点をつけた審査員数の多い団体を代表とする。
- ② ①が同数だった場合は審査員による投票とする。
- (3) 審査票並びに審査集計結果一覧表は参加団体に配付する。ただし、審査集計結果一覧表は得点の高い順に並べ替えを行い「審査員名」および「団体得点」を記載する。

9 第29回東関東吹奏楽コンクール県代表推薦団体数

部門	小学生	中学生A	中学生B	高校生A	高校生B	大学	職・一	合計
代表数	5	3	5	3	5	1	3	25
期日	9月10日	9月3日	9月16日	9月2日	9月9日	9月17日	9月17日	
開催場	千葉県君津市民文化ホール	茨城県水戸市民会館	神奈川県よこすか芸術劇場	茨城県水戸市民会館	千葉県君津市民文化ホール	神奈川県よこすか芸術劇場	神奈川県よこすか芸術劇場	

10 参加申込について

- (1) 申込み 以下の書類を作成し、栃木県吹奏楽連盟事務局へ締切日時までに提出する。
(<http://tochisuiren.com/>)
- ① 参加申込書 公印 押印 3部 (原本1 + コピー2)
(Web上で入力、提示されたPDFを印刷し公印を押印)
 - ② 負担金支払書・入場券申込書・大会実行委員希望調査書 2部 (原本1 + コピー1)
 - ③ 負担金・入場券等の振込受領書のコピー 1部 (②の所定欄に添付)
 - ④ 自由曲楽譜表紙コピー (A4にしたもの) 1部
(部門・団体名を明記すること)
 - ⑤ 演奏許諾書のコピー・編曲許諾書のコピー 1部 (該当団体のみ)
 - ⑥ 出演者名簿 (大学、職場・一般のみ)
- ※申込後の曲目の変更は認めない。変更した場合はペナルティーを科す。
- (2) 提出先 栃木県吹奏楽連盟事務局
〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2階
栃木県吹奏楽連盟 理事長 三橋 英之 宛
- (3) 申込締切 **令和5年6月29日(木) 17:00 必着 (含: Web申込)**
(郵送の場合6月26日(月) 消印有効)
※郵送の場合は簡易書留を利用すること。
書類が届いた時点で申込完了とします。
※申込締切を過ぎた場合は減点とします。
- (4) その他 小学生・中学生・高校生の部において特別な事情 (教委主催の指名研修、修学旅行等のやむを得ない学校行事など) により出演順について要望がある場合は、団体長名による「要望書」を、参加申込書と共に理事長宛提出すること。
承認の可否については理事会で決定後、該当団体に通知する。

11 コンクール参加のための諸費用

- (1) 参加料 出演者1名につき1,000円 (含: 出演者入場券代金)
1,000×出演者数 (指揮者は含まない)
- (2) プログラム代金 1冊700円 700×(出演者数+希望者数)
- (3) 当日の演奏記録CD-R (業者委託) 代金 1,800円 (1枚のみ: 出演団体は必ず購入)
※コピーフリーのCD-Rです。
- (4) 予約入場券 一般券 1,200円 小・中・高校生券 1,000円
※当日券を販売いたします。
※出演者以外の児童・生徒の鑑賞目的の入場には、小中高校生券が必要です。
※5歳以上の未就学児の入場にも小・中・高校生券が必要です。
※5歳未満の乳幼児の入場は原則としてお断りします。
◎出演者には、出演日当日のみ有効の出演者入場券 (無料) を、各団体には無料入場券 (一般券) を2枚、代表者打合会にて配布します。
- (5) 納入方法 上記(1)~(4)の合計金額を指定の振込用紙を用いて下記へ送金してください。申込後の変更はできません。また、一度納入頂いた金額については返金いたしませんのでご了承ください。
- 送金先 郵便振替 口座番号 00310-9-36841
口座名称 栃木県吹奏楽連盟会計
※振込人住所氏名欄には、必ず団体住所及び団体名を記入する。
通信欄の必要事項を必ず記入する。

12 その他

(1) コンクール収録DVDの販売について

栃木県吹奏楽コンクールの音声や映像の著作権は主催者団体である栃木県吹奏楽連盟に帰属します。従いまして当日の演奏は栃木県吹奏楽連盟が委託した業者のみ収録を許可しています。

また、販売については、販売業者に委託しておりますので、DVDの販売等については、代表者打合会の折、販売業者から詳しい説明があります。各団体の代表者の方はその説明を必ず受け、団員、部員、保護者等の関係者に周知願います。

(2) 問い合わせについて

コンクールに関する連盟事務局への問い合わせは、団体の代表者（顧問、連絡責任者）が行うこと。個人的な問い合わせや、1団体から複数人による問い合わせがあると各々の解釈の違いが生じ、トラブルの原因となる。従って連盟事務局は原則として、団体代表者以外からのコンクールに対する問い合わせは受け付けません。

13 代表者打合会

- (1) 日 時 令和5年7月7日(金) 15:30～
(2) 会 場 パルティとちぎ男女共同参画センター
〒320-0071 宇都宮市野沢町4-1
TEL 028-665-7700

- (3) 日 程 15:30 受 付
(予 定) ・出演者数増員申請
・諸資料の配付
・舞台配置図3部提出
・予備抽選くじ引き
16:30 開 会
16:40 出演順抽選
17:10 運営要項説明
18:40 事務連絡 出演順一覧表配布
18:50 閉 会

※閉会時間が遅くなるため、児童・生徒（特に小中学生）の会場への同伴は、控えるようご協力ください。

- (4) その他
- ・代表者または代理人が出席しない場合は原則棄権と見なします。
※代理人：中学生、高校生の部においては同一学校内の職員とします。
小学生の部においては保護者、大学、職場・一般の部においては部員、団員でも可とします。
 - ・代表者または抽選の代理人が開会時刻(16:30)までに会場へ来ていない場合、出演順は原則として部門の一番となります。
 - ・この書面をもって派遣申請といたします。

栃木県吹奏楽コンクール実施規定

改定 平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成23年4月1日
平成24年4月1日
平成25年4月1日
平成28年4月1日
平成31年4月1日
令和3年4月1日
令和5年4月1日

(総 則)

- 第1条 コンクールは、栃木県吹奏楽連盟（以下「本連盟」という）に加盟する団体の中から参加申し込みをした吹奏楽団体が参加して毎年7・8月に実施する。
- 第2条 実施期日及び会場は、その年ごとに本連盟理事会でこれを定める。
- 第3条 理事会は毎年総会までに、その年度の栃木県吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施区分 および 参加人員)

- 第4条 実施の部は次の通りとし、参加団体は所属する部に参加するものとする。
- ①小学生の部 ②中学生の部 ③高校生の部 ④大学の部 ⑤職場・一般の部
- 2 各部には以下の部門を置く。
- 小学生の部…小学生部門、D部門
~~中学校の部、高等学校の部~~ ~~中学校の部、高等学校の部~~…A部門、B部門、C部門、D部門
大学の部…大学部門、D部門 職場・一般の部…職場・一般部門、D部門
- ※各部のB部門は、少人数バンドの育成及び活動の場の提供を目的として実施する部門であり、参加するに当たってはその趣旨を尊重して参加すること。

- 第5条 参加人員及び部員数の制限
- 各部門の参加人員は次の通りとする。
- ① 小学生の部 小学生部門・D部門……自由
- ② 中学校の部 A部門……50名以内 B部門……30名以内
C部門……25名以内 D部門……自由
- ③ 高等学校の部 A部門……55名以内 B部門……30名以内
高校生 C部門……25名以内 D部門……自由
- ④ 大学の部……55名以内 D部門……自由
- ⑤ 職場・一般の部……65名以内 D部門……自由
- ※指揮者は、この人数に含めない。
- ※参加申込み人数の増員は各年度のコンクール代表者打ち合わせ受け付け終了時まで認める。
- 2 B部門参加における部員数の制限は以下のとおりとする。校内外で活動する単独校や複数校混合の団体については別項でこれを定める。
- 中学生の部、高校生の部 B部門……30名以下
(部員数：当該年度のコンクール申込時点での2、3年生部員の総数)
- 参加人員の条件を満たす目的で、入部制限や、入部時期を遅らせたりするなどの行為を

禁止する。大会までに発覚した場合は当該年度のコンクールへの参加は認めない場合がある。また、大会後に発覚した場合は賞を取り消す場合がある。

※制限人数を超える団体がB部門へ出場する場合は、上部大会への推薦は行わない。

3 楽器搬入補助員は、以下の各項を遵守した上で、各参加団体ごとに必ずつけること。

① 人数は原則として20名以内とする。

② やむを得ない事情で増員する場合は、その理由と増員数を代表者打ち合わせ受付時までに申請し、理事長の承認を得ること。

(資 格)

第6条 部員不足により単独の学校単位で参加できなくなる小学生、中学生、高校生へ、参加の機会を広げる趣旨で、小学生の部、中学生の部、高校生の部への校内外で活動する単独校や複数校混合の団体の参加を認める。ただし、構成するそれぞれの学校や地域バンド等は、参加を希望する部門ごとに、該当する吹奏楽連盟の各部門に加盟登録していなければならない。また、編成するにあたり勝利至上主義的な考えが先行しないよう十分配慮する。

2 小学生の部、中学生の部、高校生の部における、校内外で活動する単独校や複数校混合の団体とは以下の①、②の2種類を指す。

① 「それぞれの学校長が認めた複数校による合同の団体」

部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない小学校、中学校、高等学校が、学校長の承認のもとに結成する複数校による合同の団体。

② 「地域バンド等」

任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生、高校生で構成された団体。^{※1}

③ 校内外で活動する単独校とは従来通り登録している単独の学校を指すのではなく、吹奏楽部のない学校に在籍する生徒や、吹奏楽部があっても入部していない生徒によって構成される団体等を指す。これらは本項「②」に該当する。

3 その他、本条第2項①、②に該当しない団体の参加については、理事会でこれを検討し、可否を決定する。

4 校内外で活動する単独校や複数校混合の団体の編成人数の上限は次のとおりとする。

① 小学生の部 上限は設けない。

② 中学生の部A部門 総部員数または総団員数が50名以下とする。

③ 高校生の部A部門 総部員数または総団員数が55名以下とする。

④ 中学生の部B部門、高校生の部B部門 総部員数または総団員数が30名以下とする。

ここでいう総部員数または総団員数とは、当該年度の各県コンクール（地区大会）参加申込み時点での団体全体の中学生または高校生1～3年生部員(団員)の総数をいう。

※1 一般団体に所属する小学生、中学生、高校生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となる。

・ 構成員のうち小学生のみで小学生の部に出場する場合。

→ 小学生部門への加盟登録も必要。

・ 構成員のうち中学生のみ、または小学生及び中学生で、中学生の部に出場する場合。

→ 中学生部門への加盟登録も必要。

・ 構成員のうち高校生のみ、または小学生や中学生を併せて、高校生の部に出場する場合。

→ 高校生部門への加盟登録も必要。

第7条 各部門の参加資格は次の通りとする。

- ① 小学生の部
構成メンバーは、同一小学校に在籍、または第6条 第1、2、3項の団体に所属している小学生^{※1}とする。
 - ② 中学生の部A部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍、または第6条 第1、2、3項の団体に所属している中学生^{※2}とする。(同一経営の学園内^{※4}、または同一団体内の小学生の参加は認める。)
 - ③ 中学生の部B部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍、または第6条 第1、2、3項の団体に所属している中学生とする。(同一経営の学園内、または 同一団体内の小学生の参加は認める。)ただし、県コンクールA部門に出演する団体は、上位大会への推薦対象としない。
 - ④ 高校生の部A部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍、または第6条 第1、2、3項の団体に所属している高校生^{※3}とする。(同一経営の学園内、または 同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。)
 - ⑤ 高校生の部B部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍、または第6条 第1、2、3項の団体に所属している高校生とする。(同一経営の学園内、または 同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。)ただし、県コンクールA部門に出演する団体は、上位大会への推薦対象としない。
 - ⑥ 小学生・中学生・高校生の部各C、D部門
構成メンバーは原則として各B部門(小学生においては小学生部門)に準ずる。上位大会への推薦対象としない。
 - ⑦ 大学の部
構成メンバーは、同一大学(高等専門学校及び大学院も含む)に在籍している学生とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
 - ⑧ 職場・一般の部
構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。
- ※¹ 小学生
学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。
- ※² 中学生
学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。
- ※³ 高校生
学校教育法に定める高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校後期課程(3年間)、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。
- ※⁴ 同一経営の学園内とは、学校代表者(学園長・学院長・学校長)が同一人であるものを言う。

第8条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第9条 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

①課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。

②小学生の部を除くすべての部において、同一指揮者が本規定第4条に定める同一の部の二つ以上の団体を重複して指揮することは認めない。

※小学生の部においては、複数の代表団体が、同一指揮者により上部大会へ参加することは認めない。

第10条 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

※職場・一般部門については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大学部門については、楽器名・氏名・学部・学科・学年を記載した出演者名簿を、参加申込時に栃木県吹奏楽連盟事務局へ提出すること。

(課題曲・自由曲 および 演奏時間)

第11条 (編 成)

課題曲は、スコアに指定された編成とする。

自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用および曲中のスカット（声）は認める。

なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とし賞を取り消す。

2 課題曲・自由曲ともにヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベースを含む）を使用することはできない。

第12条 中学校A部門、高等学校A部門、大学の部、職場・一般の部に出演する団体は、その年度に選定された課題曲を演奏し、後に各自選定の自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

第13条 小学生の部、中学校の部B部門、高等学校の部B部門に出演する団体は、自由曲一曲を演奏して審査を受けるものとする。（A部門の課題曲を用いてもよい）

2 ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベースを含む）を使用することはできない。ただし、小学生の部においては、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンクールに出演することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後（没後）およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第15条 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。自由曲のみの部門は7分以内とする。演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。各部門とも演奏時間が超過した場合は失格として審査の対象としない。

第16条 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、申込時にその旨を栃木県吹奏楽連盟に申請（参加申込書に記入）し、許可を受けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または、下手から上手に移動することはできない。

第17条 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする。（ただし、小学生の部は除く）

第18条 ステージ上へハープの台やコントラバスの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことはできない。

第19条 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則として失格とし、審査の対象としない。

第20条 出演順序は毎年代表者打合会において決定する。ただし、実施部門順はその年度ごとに理事会において決定する。

(演奏に関する諸権利)

- 第21条 コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は本連盟に帰属し、本連盟がこれを利用することについてコンクール出演者は何らの異議を述べることができない。
- ・ラジオ、テレビ等の放送をすること。
 - ・利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
 - ・DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
 - ・写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査員並びに表彰)

- 第22条 栃木県吹奏楽コンクールの審査員はその年ごとに理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として7名とする。
- 第23条 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。
- 上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合、小学生、中学校、高等学校の部においてはその年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消す。
- 第24条 審査方法は理事会の定める栃木県吹奏楽コンクール審査内規による。
- 第25条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の2/7以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。
- 第26条 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(東関東吹奏楽コンクールへの推薦)

- 第27条 東関東吹奏楽コンクールへの推薦団体数は次の通りとする。
- 各部の金賞団体の中から、年度ごとに東関東吹奏楽連盟が決定する団体数を栃木県代表として推薦する。ただし、レベル審査による場合は金賞団体以外から推薦する場合がある。
- 令和5年度代表団体数
- | | |
|-----------|-----|
| 小学生の部 | 5団体 |
| 中学生の部 A部門 | 3団体 |
| 中学生の部 B部門 | 5団体 |
| 高校生の部 A部門 | 3団体 |
| 高校生の部 B部門 | 5団体 |
| 大学の部 | 1団体 |
| 職場・一般の部 | 3団体 |

東関東吹奏楽コンクールへの出演順は、推薦を受けた団体により栃木県分について新たに抽選し決定する。

(その他)

- 第28条 コンクール実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。
- 第29条 その他開催上の細目については理事会が定める。
- 第30条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

令和5年度（2023年度）

第36回全日本マーチングコンテスト予選
第42回全日本小学生バンドフェスティバル予選
第29回東関東マーチングコンテスト予選
第22回東関東小学生バンドフェスティバル予選

第36回 栃木県マーチングコンテスト 第22回 栃木県小学生バンドフェスティバル参加要項

- 1 大会日程 令和5年8月23日(水)
- 2 会 場 栃木県立県南体育館
〒323-0042 栃木県小山市外城371番地1
- 3 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社
- 4 後 援 栃木県教育委員会・小山市教育委員会
(申請予定) 栃木県中学校文化連盟・栃木県高等学校文化連盟

5 参加規約

- (1) 別紙「栃木県マーチングコンテスト・小学生バンドフェスティバル実施規定」による。規定に反する行為や違反が発覚した場合は、当該団体を失格または理事会で決定したペナルティを与えることがある。
- (2) 出演順は、栃木県吹奏楽連盟事務局で決定する。
- (3) 出演者数の増員は認めない。
- (4) 大会当日の審査について、出演団体関係者による審査員への直接の問い合わせや抗議などは認めない。もしその事実が判明した場合には、当該団体の賞を取り消す場合がある。
- (5) 当該学年の連盟費をその年の定期総会までに納めていない団体は、大会への参加を認めない。
- (6) 著作権の存在する楽曲を編曲して使用する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。演奏曲目の著作権の詳細については、出版社あるいは作曲者・編曲者等に確認をとり、許諾書のコピーを参加申込書に添付すること。

6 審査及び表彰

- (1) 審査は、小学生バンドフェスティバルにおいては「技術」「表現」の2項目について、マーチングコンテストB部門においては「演奏（技術）」「演奏（表現）」「演技（技術）」「演技（表現）」の4項目について、マーチングコンテストA部門においては「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音楽と動きの調和」の4項目について10段階で評価する。

- (2) 審査集計係は、審査項目ごとの合計点に基づき、各部門ごとに演奏・演技のレベルに応じて、審査員の下承を得て金賞・銀賞・銅賞を決定するとともに、代表を決定する。
- (3) 審査票並びに審査集計結果一覧表は参加団体に配付する。ただし、審査集計結果一覧表は得点の高い順に並べ替えを行い「審査員名」および「団体得点」を記載する。

7 第29回東関東マーチングコンテスト 第22回東関東小学生バンドフェスティバル県代表推薦団体数

第29回東関東マーチングコンテスト・第22回東関東小学生バンドフェスティバル
令和5年10月1日(日) 成田高等学校 大講堂

〒286-0023 千葉県成田市成田27

栃木県代表推薦団体数

マーチングコンテストA部門	3団体
マーチングコンテストB部門	3団体
小学生バンドフェスティバル	2団体

8 参加申込・参加料納入について

- (1) 申込み 以下の書類を栃木県吹奏楽連盟事務局へ締切日時までに提出する。
- ① 参加申込書 3部(原本1+コピー2)
 - ② 演奏楽譜表紙のコピー(A4サイズ) 1部(団体名を明記すること)
 - ③ 演奏許諾書のコピー・編曲許諾書のコピー 1部(該当団体のみ)
- (2) 提出先 〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2F
栃木県吹奏楽連盟 理事長 三橋 英之 宛
- (3) 申込締切 **令和5年8月10日(木) 17:00 必着**
(郵送の場合8月7日(月) 消印有効)
※郵送の場合は簡易書留を利用すること。
- (4) 大会当日の提出書類
下記書類を大会当日に受付に提出すること。
- | | |
|------------------------------------|----|
| ・演奏演技申請書 | 3部 |
| ・A部門規定課題演技申請書(マーチングコンテストA部門参加団体のみ) | 3部 |
- (5) 参加料 大会当日受付にて納入すること。
- ・参加料 200円×出演者数(指揮者、副指揮者、DM、SDMを含む)
 - ・審査料 1団体10,000円

9 その他 撮影・録音・録画は禁止となります。

栃木県マーチングコンテスト実施規定

決まり次第、発送します。

栃木県小学生バンドフェスティバル実施規定

改定 平成31年4月1日

(総 則)

- 第1条 この大会は「栃木県小学生バンドフェスティバル」という。
- 第2条 栃木県小学生バンドフェスティバルへは、栃木県吹奏楽連盟加盟団体のうち、参加申し込みをした吹奏楽団体が参加して毎年8月に実施する。
- 第3条 実施会場・日時などの必要事項については、栃木県吹奏楽連盟理事会（以下、理事会という）で定める。
- 2 理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催要項を決定する。

(参加資格)

- 第4条 参加資格は、全日本吹奏楽連盟（以下「全日吹連」という）に加盟し、栃木県吹奏楽連盟に属する団体で、構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出演はできない。
- 第5条 大会参加に要する費用は、参加団体の負担とする。
- 第6条 出演順序は事務局において決定する。
- 2 部および部門の順序は、その年ごとに理事会で定める。

(演奏・演技)

- 第7条 参加人員は自由とする。
- 2 保護者の参加（手伝い）は、打楽器等の搬入・搬出に限る。演奏中の参加（手伝い）は禁止とする。
- 第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。ただし、手具の使用は自由とする。
- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。
- 3 メイジャーバトンとカラーガードのフラッグの放り投げを禁止する。
- 第9条 出演時間は7分以内とする。
- 2 出演時間とは、演奏（合唱等を含む）または演技開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は審査の対象としない。計時開始のタイミングは、出演団体が30mのラインの中に入りフォーメーションを整えた後、演奏開始、または奏者の誰かが動き始めたら演技開始とみなし計時を開始する。（ただしドラムメイジャーの動きは除く）
- 3 出演時間の開始と終了は本部係員が判定する。
- 4 演奏前の待機から演奏開始までの時間および演奏後の退場については計時を行わないが、スムーズな進行に協力いただきたい。ただし、事故の無いよう落ち着いて移動すること。
- 第10条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにフェスティバルに出演することは認めない。
- (注) 1) 作曲者の死後（没後）およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。
- 2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。
- 3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。
- 第11条 演奏曲目は自由とする。
- 第12条 演奏形態は自由とする。
- 第13条 服装は自由とする。

(演奏に関する諸権利)

第14条 小学生バンドフェスティバル出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は栃木県吹奏楽連盟に帰属し、栃木県吹奏楽連盟がこれを利用することについて小学生バンドフェスティバル出演者は何らの異議を述べることができない。

- ① ラジオ、テレビ等の放送をすること。
- ② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
- ③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
- ④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査・表彰)

第15条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 2 審査員の数は3名とする。
- 3 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。
また、審査員への金品等の贈与は禁止する。
上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、その年度の指導者（指揮者）の参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。
- 4 審査の方法は、別に定める審査内規による。
- 5 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の3分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第16条 表彰は、部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

- 2 演技時間を超過した時は失格とし、審査の対象としないが、参加賞を与える事ができる。
- 3 出演開始時刻に間に合わなかった団体は、原則失格として審査の対象としない。

(県代表の決定)

第17条 金賞団体の中で、参加申込書にて「上部大会に出場可」とした団体から、東関東吹奏楽連盟より示された団体数を栃木県代表として東関東小学生バンドフェスティバルに推薦・報告する。

- 2 同一の小学生の団体が「全日本小学生バンドフェスティバル」と「東日本学校吹奏楽大会」の両大会へ出演することはできない。（ただし、出演メンバーが違う場合はこの限りではない。その場合、出演者名簿を提出するものとする）
- 3 東関東小学生バンドフェスティバルに要する費用は出演団体の負担とする。

(その他)

第18条 栃木県小学生バンドフェスティバル実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催・後援および協賛団体を持つことができる。

第19条 栃木県小学生バンドフェスティバル実行委員は、その年ごとに選出する。

第20条 栃木県小学生バンドフェスティバル実施に関して、本規定以外に必要と認めた基準については、全日吹連から示されるところによる。

第21条 本規定に関する内規及び実施細目は、理事会がこれを定める。

第22条 緊急の事態が生じた場合は大会本部で協議し決定する。

第23条 この規定は、理事会の議決により改定する事ができる。

第24条 (付 則)

この規則は、平成31年4月1日より施行する。

令和5年度（2023年度）

第47回全日本アンサンブルコンテスト予選
第29回東関東アンサンブルコンテスト予選

第55回栃木県アンサンブルコンテスト参加要項

◎ 2023年4月29日現在の参加要項です。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施方法が変更になる場合があります。保護者等関係する方々への周知徹底をお願いいたします。

なお、変更事項については随時、栃木県吹奏楽連盟ホームページに掲載いたします。
（『ホームページ掲載事項』以外の情報から各参加団体の判断で行った行為により、減点や失格扱いにならないよう十分ご注意ください。）

1 各地区・県アンサンブルコンテスト日程（予定）

月	日	曜	部 門	地 区	会 場
12	9	土	中学校1組、県北高等学校	県北地区	栃木県教育会館
	10	日	中学校2組、県央高等学校	県央地区	
	9	土	中学校1組、高等学校1組	県南地区	芳賀町民会館
	10	日	中学校2組、高等学校2組		
	23	土	小学生、高等学校	県	芳賀町民会館
	24	日	中学校、大学、職場・一般		

*実施部門変更の場合は栃木県吹奏楽連盟ホームページにて確認してください。

2 会 場 芳賀町民会館
〒321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井548-1
T E L 028-677-0009

3 主 催 栃木県吹奏楽連盟・朝日新聞社

4 後 援 栃木県教育委員会・芳賀町教育委員会
（申請予定） 栃木県中学校文化連盟・栃木県高等学校文化連盟

5 参加規約

- 別紙「栃木県アンサンブルコンテスト実施規定」による。規定に反する行為や違反が発覚した場合は、当該団体を失格または理事会で決定したペナルティーを与えることがある。
- 申込後の出演者数や出演者の変更は、原則として認めない。
ただし、法定伝染病などの突発的な理由により欠員または、出演者変更になる場合は、それを認める。
※出演者変更については学校長名の「出演者変更願」を当日受付時に理事長宛、提出する。
- コンテスト当日の審査について、出演団体関係者による審査員への直接の問い合わせや抗議などは認めない。もしその事実が判明した場合には、当該団体の賞を取り消す場合がある。
- 当該年の連盟費をその年の定期総会までに納めていない団体は、コンテストへの参加を認めない。
- 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。演奏曲目の著作権の詳細については、出版社あるいは作曲家・編曲者等に確認をとり、許諾書のコピーを参加申込書に添付すること。

- (6) 楽器の貸出は行わない。
- (7) 出演順は各地区大会終了後、抽選し決定する。
- (8) 申込遅れ、申込後の曲目の変更は減点とする。
- (9) 地区アンサンブルコンテストを通過し、本大会に出場する場合、メンバー及び曲目の変更は認めない。また、県代表として推薦された場合、本大会に出場した人数及びメンバーを変更して、東関東アンサンブルコンテストへ出場することはできない。
- (10) 県代表グループが、東関東アンサンブルコンテストへの参加申込締め切り日以降に参加を辞退した場合、次年度のアンサンブルコンテスト（地区）への参加を認めない場合がある。

6 審査及び表彰

- (1) 審査は小学生、中学校、高等学校、大学、職場・一般の各部門において自由曲を、それぞれ「技術」と「表現」の2項目について10段階で評価する。
- (2) 審査員席は、1階席中央に設定します。
- (3) 審査員の評価のうち審査項目ごとの合計点に基づき、各部門ごとに金：銀：銅＝3：4：3の比率を目安にしてグループ分けを行い、審査員の了承を得て賞を決定すると共に、金賞団体の中から審査員の順位点により、代表を決定する。ただし、同点により代表決定が困難な場合には以下の方法により代表グループを決定する。
 - ① 対象団体に対する各審査員の評価を比較し、上位点をつけた審査員数の多いグループを代表とする。
 - ② ①が同数だった場合は審査員による投票とする。
- (4) 審査集計結果一覧表は得点の高い順に並べ替えを行い、「審査員名」および「グループ得点」を記載します。

7 第29回東関東アンサンブルコンテスト県代表推薦団体数

部 門	小学生	中学校	高等学校	大 学	職・一
代表数	6	8	8	2	7

※東関東アンサンブルコンテストへの推薦グループは、1団体2グループまでとなります。

期 日 令和6年1月27日 小学生 高等学校 大学
28日 中学校 職場・一般

会 場 栃木県 宇都宮市文化会館

8 参加申込について

- (1) 申 込 み 以下の書類を、Web上で入力・作成・印刷し、栃木県吹奏楽連盟事務局へ、締切日時までに提出すること。(http://tochisuiaren.com/)
 - ① 参加申込書 3部（原本1＋コピー2）
 - ② 負担金支払書 1部
 - ③ 負担金の振込受領書のコピー 1部（②に添付）
 - ④ 使用楽譜表紙コピー（A4にしたもの） 1部
（部門・団体名を明記すること）
 - ⑤ 演奏許諾書のコピー・編曲許諾書のコピー 1部（該当団体のみ）
 - ⑥ 個人情報の取り扱いに関する承諾書（県南地区の中学校・高等学校を除く）

※申込後の曲目の変更は認めない。変更した場合はペナルティーを科す。

- (2) 提 出 先 栃木県吹奏楽連盟事務局
〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2階
栃木県吹奏楽連盟 理事長 三橋 英之 宛

- (3) 申込締切 令和5年11月30日(木) 17:00 必着 Web申込
 (郵送の場合 11月27日(月) 消印有効) 小学生、大学、職場・一般
 令和5年12月15日(金) 17:00 必着 Web申込
 (郵送の場合 12月11日(月) 消印有効) 中学校、高等学校
 ※申込締切を過ぎた場合は減点とします。
 書類が届いた時点で申込完了とします。
 ※郵送の場合は簡易書留を利用すること。
- (4) その他 小学生・中学校・高等学校において特別な事情(教委主催の指名研修、修学旅行等のやむを得ない学校行事など)により出演順について要望がある場合は、団体長名による「要望書」を、参加申込書と共に理事長宛提出すること。
 承認の可否については理事会で決定後、該当団体に通知する。

9 コンテスト参加のための諸費用

- (1) 参加料 1グループにつき9,000円
- (2) プログラム代金 1冊700円 700×(出演者数+希望者数)
- (3) DVD代金 1グループにつき1,800円
- (4) CD-R代金 1グループにつき800円(購入希望グループのみ)
 当日渡しCD-R(業者委託)
 (1枚のみ:希望グループは当日受付にて納入)
 ※コピーフリーのCD-Rです。
- (5) 納入方法 上記(1)~(3)の合計金額を指定の振込用紙を用いて下記へ送金してください。申込後の変更はできません。また、一度納入頂いた金額については返金にいたしませんのでご了承ください。

送金先 郵便振替 口座番号 00310-9-36841

口座名称 栃木県吹奏楽連盟会計

※振込人住所氏名欄には、必ず団体住所及び団体名を記入する。

通信欄の必要事項を必ず記入する。

10 「参加申込書」記入上の注意

- ・団体名 全日本吹奏楽連盟(各県吹奏楽連盟)に登録してある正式名を記入する。
例:〇〇市立〇〇〇中学校
- ・編成 下表1のように記入。
- ・演奏曲名 外国曲の場合、必ず「日本名」「欧文名」の両方を記入する。
組曲等は具体的に「楽章」等も記入する。
- ・作曲者名 日本名の場合は漢字とフリガナ、外国名の場合はカタカナ名と Spelling を記入する。
編曲者名 Spelling はフルネームで正しく記入する。
- ・パート名 氏名の右()内に記入する。例:クラリネット1st=「Cl.1」楽器名略号は下表2を参照する。打楽器を使用する場合は、「打楽器について」の欄にも正確に記入する。

職場・一般団体へのお願い

- ・団体所在地は、各グループ出演代表者(連絡責任者)の個人宅ではなく、全日本吹奏楽連盟(各県吹奏楽連盟)に登録してある住所の記入をお願いします。

※演奏曲スコア表紙のA4コピー(曲名、作・編曲者名、出版社がわかるもの)を申込書に同封し、栃木県吹奏楽連盟事務局へ送付する。団体の都合により申込書の郵送(書留)が締切に間に合わない場合でも、スコア表紙のコピーを締切までにFAXにて送信する。

※演奏許諾書は貸し譜(レンタル譜)の場合も必要となりますので、申込の際に出版社より送付された演奏許諾書(合意書)のコピーも必ず送付する。

表1 「アンサンブルコンテスト編成名称表」

アンサンブルコンテストにおいては全日本の表記法にならない以下の編成名称を使用いたします。申し込みの際には十分ご注意ください。なお、以下の表記に従っていない場合、申込書に書かれた編成名称を訂正する場合がございますので予めご了承ください。

金管	木管	打楽器	コントラバス		東 関 東	備 考
○	×	×	×	→	金管○重奏	Euph・Tuba のみの編成も金管○重奏とする。
×	○	×	×	→	木管○重奏	ホルンを含む場合は可
×	×	○	×	→	打楽器○重奏	
○	×	○	×	→	金管○重奏	
×	○	○	×	→	木管○重奏	
○	○	×	×	→	管楽○重奏	
○	○	○	×	→	管楽○重奏	
○	×	×	○	→	金管○重奏	
×	○	×	○	→	木管○重奏	
○	○	×	○	→	管楽○重奏	
○	×	○	○	→	金管○重奏	
×	○	○	○	→	木管○重奏	
○	○	○	○	→	管楽○重奏	

※1 同一楽器のみの場合は、「(楽器名) ○重奏」となる。

例) クラリネット○重奏、サクソフォン○重奏、トランペット○重奏など。

※2 持ち替えも含め少数の打楽器やコントラバスが加わる場合は主体となる編成名称のみで表記する。

※3 打楽器が主体となっている場合は少数の管楽器やコントラバスが加わっていても打楽器○重奏で表記する。

※4 編成名称が分からない場合は、東関東吹奏楽連盟事務局までお問い合わせください。

表2 「楽器名略語一覧」

略 語	楽 器 名	略 語	楽 器 名
Picc	Piccolo	Fl	Flute
A.Fl	Alto Flute	Ob	Oboe
E.Hr	English Horn	Bsn	Bassoon
EsCl	Es Clarinet	Cl	Clarinet
A.Cl	Alto Clarinet	Basset	Basset Horn
B.Cl	Bass Clarinet	C.A.Cl	Contra Alto Clarinet
C.B.Cl	Contra Bass Clarinet	S.Sax	Soprano Saxophone
A.Sax	Alto Saxophone	T.Sax	Tenor Saxophone
B.Sax	Baritone Saxophone	Bs.Sax	Bass Saxophone
P.Trp	Piccolo Trumpet	Trp	Trumpet
Cor	Cornet	Flug	Flugelhorn
Hrn	Horn	A.Hrn	Alto Horn
Trb	Trombone	B.Trb	Bass Trombone
Euph	Euphonium	Bari	Baritone Horn
Tub	Tuba ※	St.B	String Bass
Timp	Timpani	Perc	Percussion
S.Dr	Snare Drum	B.Dr	Bass Drum
Glock	Glockenspiel	Mari	Marimba
Xylo	Xylophone	Vib	Vibraphone

※ Tuba には Bass を含む

11 その他

- (1) 写真撮影、録音、録画は禁止します。
- (2) ステージ配置図は、当日「受付」に3部提出すること。
- (3) 打楽器アンサンブルで参加する場合、ステージ配置図に使用楽器名及び配置を詳細に記入すること。
- (4) 著作権の存在するオリジナルアンサンブル曲を演奏するにあたり、指定の人数を変更（編曲）して演奏する場合は「編曲許諾書」「演奏許諾書」のコピーを必ず申込書に添付すること。演奏が許可されない場合があります。

栃木県アンサンブルコンテスト実施規程

改定 令和3年4月1日

(総 則)

第1条 栃木県アンサンブルコンテストは、中学校、高等学校部門にあつては各地区大会で選出されたグループが、小学生、大学、職場・一般にあつては参加申込日までに申し出た本連盟に加盟する団体に所属するグループが参加して毎年12月に実施する。

第2条 実施会場は、その年ごとに栃木県吹奏楽連盟常任理事会でこれを定める。

第3条 選出母体となる栃木県吹奏楽連盟（以下「本連盟」という）各地区は次の通りとする。

県北地区（塩那支部、上都賀支部）

県央地区（宇河支部）

県南地区（下都賀支部、芳賀・真岡支部、佐野・足利支部）

第4条 理事会は総会までに、その年度の栃木県アンサンブルコンテストについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施部門 および 参加人員)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

①小学生部門 ②中学校部門 ③高等学校部門 ④大学部門 ⑤職場・一般部門

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。原則として中学校、高等学校部門にあつては、地区大会の参加人数を越えてはならない。

(資 格)

第7条 各部門の参加資格は、本連盟に加盟する団体に所属するグループに加え、次の通りとする。

① 小学生部門

構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

② 中学校部門

構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生の参加は認める）

③ 高等学校部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）

④ 大学部門

構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。

⑤ 職場・一般部門

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者が二つ以上のグループに重複して出演することは認めない。

第9条 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

(編成・演奏・著作権)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成およびリコーダーの使用は認めない。

2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

4 楽器を全く使用しない演奏（手拍子や足踏み等のみ）は認めない。

5 ピアノ、チェレスタ、チェンバロ、オルガン等の鍵盤楽器およびハープの使用は認めない。

第11条 演奏者は、原則として中学校、高等学校部門にあつては、地区大会と同一メンバーとする。万が一メンバーの変更の要が生じた場合、その理由と変更メンバーを事前に各地区部会長を通して申請し、理事長の承認を得るものとする。

第12条 出演グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。中学校、高等学校部門にあつては、演奏曲は地区大会で演奏したものとする。

第13条 演奏時間は5分以内。これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第14条 出演順は抽選とする。

2 抽選方法は、その年の理事会で決定する。

第15条 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、申込時にその旨を参加申込書に記入し、許可を受けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。

第16条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンテストに出演することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後（没後）およそ70年を経えていない大半の作品には著作権が存在する。

2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

第17条 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則失格とし、審査の対象としない。

(演奏に関する諸権利)

第18条 コンテスト出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は栃木県吹奏楽連盟に帰属し、栃木県吹奏楽連盟がこれを利用することについてコンテスト出演者は何らの異議を述べることができない。

① ラジオ、テレビ等の放送をすること。

② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。

③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。

④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。

※参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査・表彰)

第19条 栃木県アンサンブルコンテストの審査員はその年ごとに理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

第20条 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合は、次年度における当該団体のアンサンブルコンテスト参加を認めない。大会終了後に発覚した場合は入賞を取り消しとする。

第21条 審査方法は理事会の定める栃木県アンサンブルコンテスト審査内規による。

第22条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の5分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第23条 表彰は部門ごとに金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。タイムオーバーのグループには参加賞を贈る。

(地区代表)

第24条 栃木県アンサンブルコンテスト中学校、高等学校部門に各地区より選出するグループ数は、その年の11月の理事会において決定する。ただし、同一団体からの推薦は3グループまでとする。

第25条 各地区は原則として、栃木県アンサンブルコンテスト開催日の2週間以前に地区コンテストを実施し、中学校、高等学校部門の代表グループを栃木県吹奏楽連盟に推薦する。

(東関東アンサンブルコンテストへの推薦)

第26条 東関東アンサンブルコンテストへの推薦グループ数は次の通りとする。

① 各部門の金賞グループの中で、参加申込書にて「上位大会に出場可」としたグループより下記のグループ数を、東関東アンサンブルコンテストへ栃木県代表として推薦する。

〔()内の数字は栃木県主管の年度における推薦数〕

小学生部門	5 (6) グループ
中学校部門	7 (8) グループ
高等学校部門	7 (8) グループ
大学部門	2 グループ
職場・一般部門	6 (7) グループ

※ただし、同一団体からの推薦は2グループとする。

② 東関東アンサンブルコンテストへの出演順は、東関東吹奏楽連盟が決定する。

(その他)

第27条 コンテスト実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第28条 栃木県アンサンブルコンテストの実行委員会は、その年度ごとに選出する。

第29条 その他開催上の細目については理事会が定める。

第30条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第31条 (付 則)

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

令和5年度(2023年度)

東関東・栃木県吹奏楽連盟賞の推薦について

令和5年度小学生・中学校・高等学校の吹奏楽部員(器楽クラブ員)の卒業見込み者を対象として下記のとおり表彰しますので、該当する児童生徒の推薦をお願いいたします。

記

- 1 東関東吹奏楽連盟賞(中・高校生)
吹奏楽部員として特に活躍し、同部発展のために尽くした生徒1名。
- 2 栃木県吹奏楽連盟賞(小・中・高校生)
吹奏楽部員(器楽クラブ員)として2年以上在部し、素行に問題がなく、活躍した児童・生徒。
人数の制限はありません。
- 3 推薦方法
別紙の推薦書に必要事項を記入し、栃木県吹奏楽連盟事務局宛 郵送。(電話・FAX不可)
栃木県吹奏楽連盟事務局
〒320-0845 宇都宮市明保野町5-8 サンダービル2F
TEL・FAX 028-632-7978
- 4 受付期間
受付開始:令和6年1月9日(火)
締切:令和6年2月8日(木) 必着
郵送消印 令和6年2月5日(月) 消印有効

令和5年度栃木県吹奏楽連盟

資料（申込用紙）

- 申込書・ステージ配置図はコピーをとって使用して下さい。
- 本申込用紙に記入された個人情報は連絡・プログラム・DVD・CD-Rジャケットを作成する目的以外では一切使用いたしません。

6月29日(木)締切(必着) 2部(原本+コピー)提出

出演順

記入しない

第65回栃木県吹奏楽コンクール負担金支払書・入場券申込書・大会実行委員希望調査書

令和5年 月 日

栃木県吹奏楽連盟理事長 様

責任者氏名 _____ 印

団体名				
所在地	〒 - 栃木県			
	TEL	-	FAX	-
納 入 金 一 覧 ・ 入 場 券 申 込				
参加料	出演者数	名	×1,000円	円
プログラム	出演者数+希望分	部	× 700円	円
録音(CD-R)	出演団体は必ず1枚購入してください			1,800 円
入場券	一般券	枚	×1,200円	円
	小・中・高生券	枚	×1,000円	円
合 計 金 額				円

- ※払込受領書のコピーを右欄に貼付してください。
- ※出演者には、出演日当日に限り、出演者入場券を配布します。
打楽器運搬補助員が客席で鑑賞する場合には、入場券を購入してください。
- ※無料入場券を各団体に2枚ずつ配布します。
- ◇納入は同封の振込用紙を利用してください。領収書は大会当日お渡しします。この表(コピー)を持参してください。なお、申込後の数の変更は出来ません。

払込受領書コピー貼付欄
(受領書を二つ折にし、上端をこの枠に糊づけしてください)

大会実行委員希望調査書

県コンクールでは、出演日以外に2日以上の実行委員の協力をお願いします。また、全日本大会では、できるだけ多くの実行委員の協力をお願いします。(保護者の方はご遠慮ください)

下表の協力出来る日の左欄に○をつけ、実行委員氏名・携帯電話番号を記入してください。

	7月26日(水)	中学生B1組	宇都宮市文化会館	実行委員氏名	携帯電話
	7月27日(木)	中学生B2組	〃	実行委員氏名	携帯電話
	7月28日(金)	高校生B	〃	実行委員氏名	携帯電話
	8月4日(金)	中学生B代、高校生A	〃	実行委員氏名	携帯電話
	8月5日(土)	中学生A	〃	実行委員氏名	携帯電話
	8月6日(日)	小学生、中学生C・D、高校生C・D、大学、職場・一般	〃	実行委員氏名	携帯電話
	10月28日(土)	全日本 大学	〃	実行委員氏名	携帯電話
	10月29日(日)	全日本 職場・一般	〃	実行委員氏名	携帯電話
	12月23日(土)	県アンサンブルコンテスト(小学生、高等学校)	芳賀町民会館	実行委員氏名	携帯電話
	12月24日(日)	県アンサンブルコンテスト(中学校、大学、職場・一般)	〃	実行委員氏名	携帯電話
	令和6年1月27日(土)	東関東アンサンブルコンテスト	宇都宮市文化会館	実行委員氏名	携帯電話
	令和6年1月28日(日)	東関東アンサンブルコンテスト	〃	実行委員氏名	携帯電話

郵便振込上の注意事項

郵便局で、学校等の団体名で10万円以上を現金振込する場合、振り込め詐欺防止の観点から振込手続きができなくなる場合があります。従いまして、コンクールなどにおいて郵便振込を利用する場合は振込人住所氏名を以下のように記入してください。

振込人氏名欄



実際に振込をする方の個人名

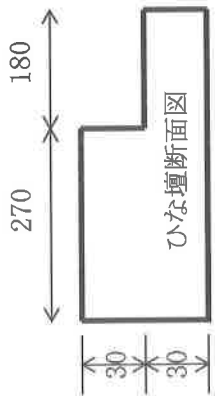
振込人住所

実際に振込をする方の個人住所

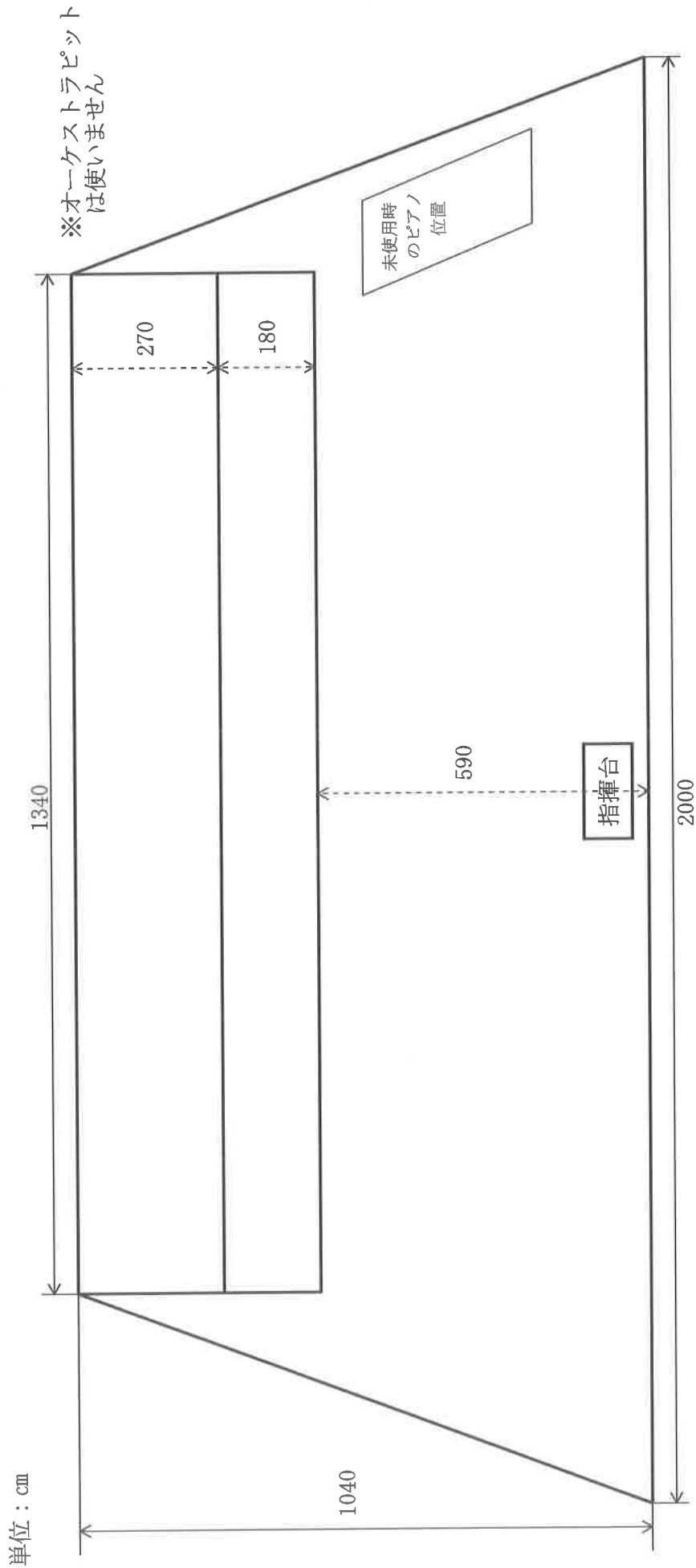
払 込 取 扱 票		振替払込請求書兼受領証	
00	口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。		
口座記号	口座番号 (右詰めで記入)	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
00310	9	36841	¥124400
加入者名 栃木県吹奏楽連盟会計	料金	備考	
団体名 00 市立 △△△中学校	第65回栃木県吹奏楽コンクール 1 参加部門 中学生の部 A 部門 2 参加料 (30) 名×1,000円 = 50,000円 3 プログラム代 (30) 部×700円 = 35,000円 4 録音代 (CD-R) 1,800円 5 入場券 一般券 (28) 枚×1,200円 = 33,600円 小中高生券 (4) 枚×1,000円 = 4,000円 合 計 124,400円	日 附 印	口座記号番号 * 00310 9 * 36841 加入者名 栃木県吹奏楽連盟会計 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥124400 おなまえ ご依頼人 □□□□ (団体名 00市立△△△中学校) 様 (消費税込み) 日 附 印 料金 円 備考
各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。 ※ 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) ※ これより下線には何も記入しないでください。		記載事項を訂正した場合は、その箇所には訂正印を押してください。 切り取らないでお出しください。	
この受領証は、大切に保管してください。			

栃木県吹奏楽コンクール ステージ配置図 (宇都宮市文化会館) 宇都宮市文化会館大ホール

出演順



団体名
部 門



※打ち合わせ時に3部提出してください。
※ピアノを使用する団体は、ピアノ位置を明記してください。
(移動範囲は、中央線から上手に限りません)

○…椅子 ×…譜面台
電源ドラム： 上手 ・ 下手 ・ 不要 (いづれかに○をつけてください)

第65回 栃木県吹奏楽コンクール 出演者名簿 (大学)

団体名

記入責任者

番号	楽器名	氏名	学部・学科	学年	番号	楽器名	氏名	学部・学科	学年
1					29				
2					30				
3					31				
4					32				
5					33				
6					34				
7					35				
8					36				
9					37				
10					38				
11					39				
12					40				
13					41				
14					42				
15					43				
16					44				
17					45				
18					46				
19					47				
20					48				
21					49				
22					50				
23					51				
24					52				
25					53				
26					54				
27					55				
28									

第65回 栃木県吹奏楽コンクール 出演者名簿（職場・一般）

団体名

記入責任者

番号	楽器名	氏名	番号	楽器名	氏名
1			34		
2			35		
3			36		
4			37		
5			38		
6			39		
7			40		
8			41		
9			42		
10			43		
11			44		
12			45		
13			46		
14			47		
15			48		
16			49		
17			50		
18			51		
19			52		
20			53		
21			54		
22			55		
23			56		
24			57		
25			58		
26			59		
27			60		
28			61		
29			62		
30			63		
31			64		
32			65		
33					

8月10日(木)締切(必着) 3部(原本+コピー2部)提出

出演順
記入しない

令和5年度 第36回 栃木県マーチングコンテスト
第22回 小学生バンドフェスティバル 参加申込書

栃木県吹奏楽連盟理事長 様

令和5年 月 日

団体長名

職印

(フリガナ) 団体名						
所在地	〒 - - 栃木県					
	TEL - - - -		FAX - - - -			
	e-mail:					
連絡 責任者	氏名			自宅電話	- - - -	
	携帯電話	- - - -		自宅FAX	- - - -	
	自宅住所	〒 - - - -				
出演部門 <small>該当するものに ○をつけてくだ さい</small>	マーチングコンテストA部門 高等学校以上の部		マーチングコンテストA部門 中学校の部			
	マーチングコンテストB部門 高等学校の部		マーチングコンテストB部門 中学校の部			
	マーチングコンテストB部門 小学生の部		小学生バンドフェスティバル			
東関東大会に推薦された場合		出場可 ・ 出場不可 (該当するものに○をつけてください)				
指導者名			出演者数	名 (指揮者、副指揮者、DM、SDMを含む)		
指揮者名	(フリガナ)		児童・生徒の場合 (年生)			
副指揮者名	(フリガナ)		児童・生徒の場合 (年生)			
ドラムメジャー	(フリガナ)		児童・生徒の場合 (年生)			
サブドラムメジャー	(フリガナ)		児童・生徒の場合 (年生)			
演技タイトル		(フリガナ)				
演奏 曲目と 時間		曲 目	著作権	作曲者	編曲者	時 間
	1					分 秒
	2					分 秒
	3					分 秒
	4					分 秒
				合 計	分 秒	

※著作権申請の資料となりますので、メドレーの場合、使用曲を全て記入してください。

※著作権の欄には以下の記号を記入する。

※演奏許諾を要しないもの

ア 出版されている楽譜及び編曲楽譜で、わが国で演奏許諾を得られているものである。

イ 各国が定める作曲者の著作権保護期間を経過、またはすでに70年の保護期間が過ぎている(2018.12.30以前)ため編曲の許諾を要しないものである。

※演奏許諾を要するもの

ウ 著作権の存在する曲を編曲したが、著作権者に編曲・演奏許諾を得ているものである。

エ 出版されているレンタル楽譜で、演奏許諾を得ているものである。

オ 自楽団のための委嘱作品あるいは編曲作品で未出版だが、演奏許諾を得ているものである。

許諾先 (

) ※許諾書のコピーを必ず添付してください。

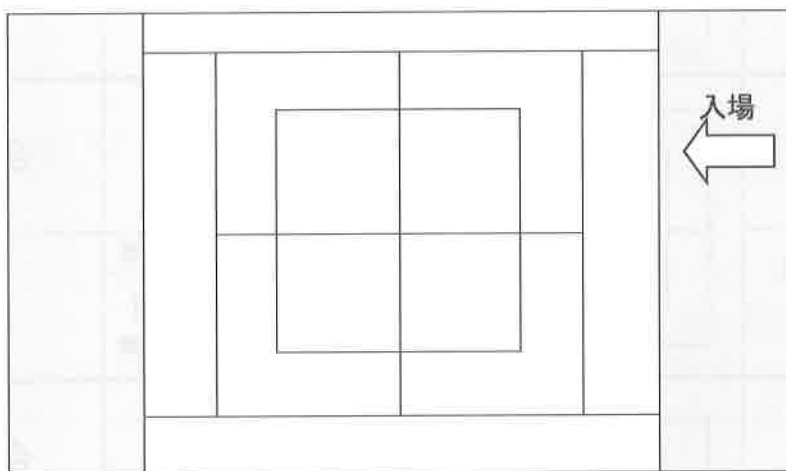
演奏演技申請書

小学生の部・中学校の部 高等学校以上の部	出演順	番	団体名
-------------------------	-----	---	-----

◆出演時間（ 分 秒） ※入場～退場までの時間

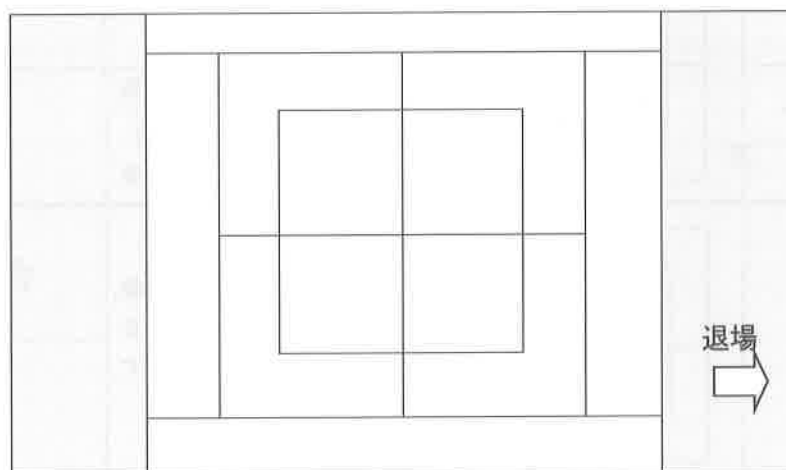
◆演奏演技の開始と終了方法（①DM等の具体的な動作 ②全体のフォーメーションを記すこと）

開 始 DM等＝



正面

終 了 DM等＝



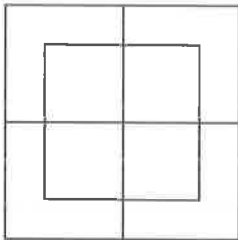
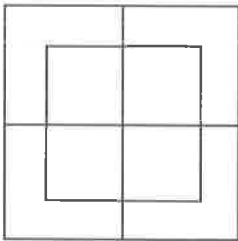
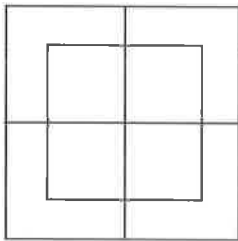
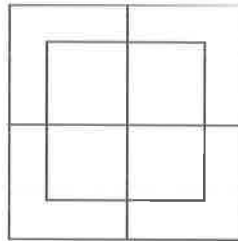
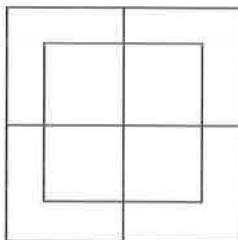
正面

※大会当日受付に3部提出してください

※A部門出演団体のみ提出

第36回栃木県マーチングコンテスト A部門規定課題演技申請書

中学校の部・高等学校以上の部	出演順	番	団体名
----------------	-----	---	-----

順 番	規定演技の内容	演 技 の 概 略 図	曲名, 開始拍などの概略等		判定結果および留意点	
			曲名		合	否
1	入 場		入場したら速やかに演奏演技を開始する。左図には開始時の位置を記入する。入退場について合計1分以内で行う。		合	否
	課題 ①		曲名		合	否
	パレード行進		規定の演奏演技を開始する拍			
	周回1周		第()拍目 予定時間 分 秒後			
	課題 ②		曲名		合	否
	180度ターン		規定の演奏演技を開始する拍			
	1回		第()拍目 予定時間 分 秒後			
	課題 ③		曲名		合	否
	マークタイム		規定の演奏演技を開始する拍			
	32歩間		第()拍目 予定時間 分 秒後			
5	退 場		演奏演技終了後, 最終時の隊形からただちに退場する。左図には終了時の位置を記入する。		合	否

※大会当日受付に3部提出してください。

11月30日(木)小学生、大学、職場・一般締切(必着)
 12月15日(金)中学校、高等学校締切(必着)

出演順

第55回 栃木県アンサンブルコンテスト負担金支払書

令和5年 月 日

栃木県吹奏楽連盟理事長 様

責任者氏名 _____ 印 _____

団体名			
所在地	〒 - 栃木県		
	TEL	- -	FAX - -
納 入 金 一 覧			
参加料	1グループ		9,000 円
プログラム	出演者	部 × 700円	計
	出演者以外	部 × 700円	
録音(DVD)	出演団体は必ず1枚購入してください。		1,800 円
合 計 金 額			円

※払込受領書のコピーを右欄に添付してください。
 ◇納入は同封の振込用紙を利用してください。
 領収書は大会当日お渡しします。この表のコピーを持参してください。
 なお、申込み後の数の変更はできません。

払込受領書コピー貼付欄
 (受領書を糊付けしてください)

栃木県アンサンブルコンテスト ステージ配置図

出演順

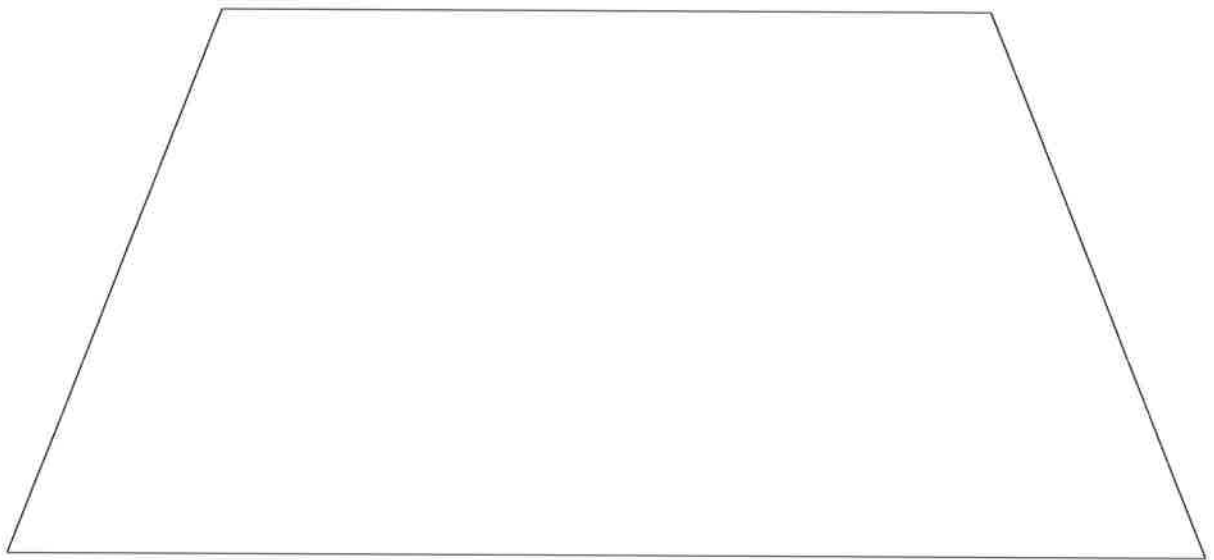
団体名 _____

演奏形態 _____

楽器名 _____

曲名 _____

電源 [上手 ・ 下手 ・ 不要] (いずれかに○をつけてください)



○…椅子 ×…譜面台

※ステージ配置図は当日受付に3部提出してください。

個人情報の取り扱いに関する承諾書

栃木県吹奏楽連盟理事長 三橋 英之 様

第55回栃木県アンサンブルコンテストに参加するために提出した個人情報を、以下の遵守事項に定める目的に限り、栃木県吹奏楽連盟内で使用するほか、大会プログラム等への個人情報を提供することを承認いたします。

令和5年 月 日

所 属 名
(学校名・団体名)

氏 名

保 護 者 氏 名
(小中高生のみ)

印

印

個人情報の取り扱いに関する遵守事項

第55回栃木県アンサンブルコンテスト出演者 各位

栃木県吹奏楽連盟

(個人情報の使用目的)

- 1 第55回栃木県アンサンブルコンテストのプログラム作成
- 2 大会規定による参加資格確認
- 3 代表団体の場合、上部大会（東関東大会・全国大会）への申請
- 4 大会記録及び販売用のDVD、CD、VTRジャケット等への掲載

上記以外の目的には一切使用いたしません。

なお、この承諾については上部大会（東関東大会・全国大会）においても個人情報提供の事前承諾を得ているものとし活用させていただきます。

申 込 期 間 1月9日(火)～2月8日(木) (必着)

表彰児童・生徒推薦書

令和6年 月 日

栃木県吹奏楽連盟理事長 様

団体名 _____

団体長名 _____ 職印 _____

指導者名 _____

下記の児童・生徒を推薦いたします。

記

- 1 東関東吹奏楽連盟賞 (該当する者がいない場合には記入しないでください)

推薦された者の氏名 (1名) _____

推薦理由

- 2 栃木県吹奏楽連盟賞 推薦人数 _____ 名 (正確に)

推薦された者の氏名

1		13	
2		14	
3		15	
4		16	
5		17	
6		18	
7		19	
8		20	
9		21	
10		22	
11		23	
12		24	